

特別職の職員の給与に関する条例 (昭和26年大阪市条例第9号)

ページ番号 : 227374 2016年6月29日

制定 昭26. 3. 26 条例 9

最近改正 平28. 3. 30 条例 43

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる本市職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員
- (5) 常勤の人事委員会委員
- (6) 地方公営企業の管理者
- (7) 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める職員

(給料)

第2条 職員に対しては、給料を支給する。

2 前条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる職員の給料は、別表によるものとし、同条第5号及び第6号に掲げる職員の給料は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける者の例に準じ、市長が定める。

(手当)

第3条 職員に対しては、給料のほか、給与条例の適用を受ける者の例に準じ、手当（第1条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる職員については、通勤手当に限る。）を支給する。

2 前項に定めるもののほか、6月又は12月に在職する第1条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる職員には、別に条例の定めるところにより、期末手当を支給する。

第4条 前条に定めるもののほか、第1条第2号から第5号まで及び第7号に掲げる職員が退職したときは、その者に退職手当を支給する。

2 第1条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる職員に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に当該職員として在職した月数（1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 第1条第2号に掲げる職員 100分の38
- (2) 第1条第3号に掲げる職員 100分の20
- (3) 第1条第4号に掲げる職員 100分の18.6
- (4) 第1条第7号に掲げる職員 100分の10.2

3 第1条第5号に掲げる職員に対する退職手当の額は、当該職員としての在職期間等を考慮して職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「退職手当条例」という。）の適用を受ける者の例に準じ、市長が定める。

4 第1項に定める職員（第1条第7号に掲げる職員を除く。）の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

(規定の準用)

第5条 この条例に基づく給与の支給に関しては、前3条に定めるもののほか、給与条例及び退職手当条例の規定を準用する。

(重複給与の調整)

第6条 職員が任期満了その他の事由により離職した場合において、離職した月に再任されたときは、給料の支給については、引き続き在職するものとみなす。

2 職員が離職した月に他の職員となつた場合でも、その月分の給料を重複して支給しない。一般職に属する者が離職した月に職員となつた場合においても、同様とする。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 当分の間、第1条第2号から4号まで及び第7号に掲げる職員に対する退職手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の50(第1条第7号に掲げる職員にあっては、100分の5)に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

3 平成25年12月に第1条第5号に掲げる職員(交通局長に限る。)に支給すべき期末手当及び勤勉手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、給与条例及び平成25年12月に一般職の職員に支給すべき期末手当及び勤勉手当の臨時特例に関する条例(平成25年大阪市条例第121号)の適用を受ける者が同条例の適用を受けないものとした場合における当該者の例に準じ算定した額とする。

附則(昭和27年1月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和26年10月1日から適用する。

附則(昭和28年2月4日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

附則(昭和29年1月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年1月1日から適用する。

附則(昭和31年9月30日条例第31号)抄

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

附則(昭和32年12月25日条例第44号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

2 この条例の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和32年4月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

附則(昭和33年11月4日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和34年12月22日条例第40号、昭和35年1月1日施行、告示第422号)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附則(昭和36年3月23日条例第4号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいて昭和35年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則(昭和40年6月4日条例第57号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定及び附則第8項の規定は、昭和39年9月1日から、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定、第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定及び第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和40年4月1日から適用する。

附則(昭和41年3月29日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和41年12月28日条例第54号)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附則(昭和42年12月25日条例第61号)

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

附則(昭和46年4月1日条例第18号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和47年12月25日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

附則(昭和49年12月23日条例第83号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、昭和50年1月1日から、第4条第1項に1号を加える改正規定、同条第4項の改正規定、第5条第8項の改正規定、別表第5の次に1表を加える改正規定、附則第9項及び附則第10項の規定は、昭和50年4月1日から施行する。

附則(昭和50年12月27日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年12月1日から適用する。

附則(昭和52年12月24日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

附則(昭和55年1月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。

附則(昭和57年3月31日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項及び別表の規定は、昭和57年1月1日から適用する。

(勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例)

3 昭和57年3月における勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額は、前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による給与月額とする。

(給与の内払)

4 改正前の条例の規定に基づいて昭和57年1月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則(昭和60年12月24日条例第48号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、昭和60年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和60年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則(昭和61年12月24日条例第78号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、現にこの条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる職員(以下「市長等」という。)として在職する者で、施行日の属する任期前において市長等として在職していた期間のあるものの、当該在職していた期間に係る退職手当の額は、市長等として在職していた期間について、施行日の属する任期に係る退職の日を当該退職の日として改正後の条例第4条第2項の規定を準用して算出して得た額とする。

附則(昭和63年12月23日条例第63号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、昭和63年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和63年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成4年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成4年12月19日条例第84号、平成4年12月28日施行、告示第993号)抄

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附則(平成8年9月24日条例第39号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、平成8年9月1日から適用する。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成8年9月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成15年12月26日条例第78号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成17年12月19日条例第183号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附則(平成18年3月31日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成19年3月16日条例第35号)抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月3日条例第10号)抄

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成21年3月30日条例第17号)抄

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成22年12月15日条例第77号)

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附則(平成23年10月3日条例第48号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、現にこの条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第1条第2号に掲げる職員(以下「副市長」という。)として在職する者の退職手当の額は、改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 退職の日におけるその者の給料月額(以下「給料月額」という。)に任期の初日から施行日の前日までの月数(1月未満の端数がある場合においては、15日以下は切り捨て、16日以上は1月とする。以下「施行日前の月数」という。)を乗じて得た額に100分の51を乗じて得た額

(2) 給料月額に副市長として在職した月数(1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。)から施行日前の月数を減じて得た月数を乗じて得た額に100分の47を乗じて得た額

附則(平成24年1月31日条例第3号)

この条例は、平成24年2月1日から施行する。

附則(平成24年3月30日条例第42号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附則(平成25年9月30日条例第120号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成26年5月28日条例第90号)抄

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人大阪市民病院機構の成立の日から施行する。

附則(平成23年10月3日条例第48号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、現にこの条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第1条第2号に掲げる職員(以下「副市長」という。)として在職する者の退職手当の額は、改正後の条例第4条第2項

の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 退職の日におけるその者の給料月額（以下「給料月額」という。）に任期の初日から施行日の前日までの月数（1月未満の端数がある場合においては、15日以下は切り捨て、16日以上は1月とする。以下「施行日前の月数」という。）を乗じて得た額に100分の51を乗じて得た額

(2) 給料月額に副市長として在職した月数（1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）から施行日前の月数を減じて得た月数を乗じて得た額に100分の47を乗じて得た額

附則（平成24年3月30日条例第42号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附則（平成26年5月28日条例第90号）

この条例は、地方独立行政法人大阪市民病院機構の成立の日から施行する。

附則（平成26年2月25日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第1条第1号に掲げる職員として在職していた者については、同日を含む任期に係る期間は、この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は適用しない。この場合における、その者の給料月額は、改正前の条例別表に規定する給料月額を特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する給料月額とみなして市長の給料月額等の特例に関する条例（平成23年大阪市条例第65号）第1条の規定を適用して得た額とする。

3 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号、第3号及び第6号に掲げる職員（任期の初日が平成27年12月18日以前である者に限る。）については、同日までの間、改正後の条例別表の規定は適用しない。この場合におけるこれらの者の給料月額は、改正前の条例別表に規定する給料月額を特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する給料月額とみなして特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）本則の規定を適用して得た額とする。

4 施行日の前日において改正前の条例第1条第1号に掲げる職員として在職していた者に対する地域手当の支給については、同日を含む任期に係る期間は、改正前の条例第3条の規定は、なおその効力を有する。

5 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号、第3号及び第6号に掲げる職員（任期の初日が平成27年12月18日以前である者に限る。）に対する地域手当の支給については、同日までの間、改正前の条例第3条の規定は、なおその効力を有する。

6 施行日の前日において改正前の条例第1条第1号に掲げる職員として在職していた者に対する同日を含む任期に係る退職手当の支給については、改正前の条例第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該退職手当の額は、改正前の条例第4条第2項の規定による退職手当の額を特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定による退職手当の額とみなして市長の給料月額等の特例に関する条例第2条の規定を適用して得た額とする。

7 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号、第4号及び第7号に掲げる職員（任期の初日が平成27年12月18日以前である者に限る。）に対する当該任期に係る退職手当の支給については、改正後の条例第4条第2項の規定は適用しない。この場合において、当該退職手当の額は、次に掲げる額の合計額を特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定による退職手当の額とみなして改正後の条例附則第2項の規定を適用して得た額とする。

(1) 改正前の条例別表に規定するその者の給料月額に任期の初日から平成27年12月18日までの月数（1月未満の端数がある場合においては、15日以下は切り捨て、16日以上は1月とする。次号において「基準日前の月数」という。）を乗じて得た額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

ア 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号に掲げる職員 100分の47

イ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第4号に掲げる職員 100分の23

ウ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第7号に掲げる職員 100分の12.5

(2) 改正後の条例別表に規定するその者の給料月額に当該職員として在職した月数（1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）から基準日前の月数を減じて得た月数を乗じて得た額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

ア 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号に掲げる職員 100分の38

イ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第4号に掲げる職員 100分の18.6

ウ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第7号に掲げる職員 100分の10.2

附則（平成28年3月30日条例第43号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

職員		給料月額
市長		1,669,000円
副市長		1,096,000円
教育長		907,000円
識見を有する者のうち から選任された常勤の 監査委員	代表監査委員	834,000円
	代表監査委員 以外の監査委員	708,000円
特別職の秘書の職の指定等に関する条例 第2条の市長の秘書の職を占める職員		393,000円

関連ページ

大阪市特別職の報酬等の状況（平成28年6月19日時点）

[特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）](#)

[市長の給料月額の特例に関する条例（平成27年大阪市条例第114号）](#)

[特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）](#)

[大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）](#)

[大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）](#)

[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）](#)

[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第46号）](#)

[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）](#)

[非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の特例に関する規則（平成24年大阪市規則第58号）](#)

このページの作成者 問合せ先

大阪市 人事室 給与課給与グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：06-6208-7527

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)